

令和3年度 流山市ブランド推進業務委託仕様書

(業務の目的)

第1条

令和3年度策定の「流山市ブランディングプラン」に基づき、市ブランド周知・意識向上、本市ブランドへの共感・愛着に寄与することを目的とする。

(履行期間)

第2条

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(業務の内容及び範囲)

第3条

本業務は、原則として市ブランディングに係る一切の業務とし、その内容及び範囲は以下の各号に定めるものとし、詳細は別紙にて補足する。

なお、下記項目の内容以上に効果的なブランディング手法があると流山市が認めた場合は、受託者と協議の上、変更を行うことができる。

(1)市ブランディングサイト作成プランの策定及びサイト作成

令和3年度策定の「流山市ブランディングプラン」

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/section/1009951/1009954/1030483.html>

に基づき、市と協議の上、市ブランディングサイト(以下「本サイト」という)作成プランを策定し、本サイトを作成する。

市ブランディングを展開するスタートとなる本年度、本サイトを市ブランディングの中でどのように位置づけ、効果的に機能させていくかを明示した上で、本サイト作成プランを市と協議の上企画構成する。

策定した本サイト作成プランを基に、本サイトを市と協議の上作成する。

サイト作成の詳細については、別紙「流山市ブランディングサイト作成仕様書」を参照すること。

(2)本サイトの運用保守

本サイトの公開後、令和4年3月31日までの本サイトの運用保守業務を行うこと。

また、本サイトについては、来年度以降も運用していく予定のため、その際の運用保守費用として、令和2年度までと同等の概ね年30万円(税込)程度を見越した形でサイト内容を検討すること。ただし、現時点で令和4年度以降の年30万円(税込)の運用

保守費用を担保するものではない。業務としては、以下を想定している。

- ・サイトの維持管理(サーバーレンタル等)
- ・年2回程度の一部サイト更新
- ・サイトアクセス状況の報告

(3)市ブランド情報拡散プランの策定・施行

「流山市ブランディングプラン」に基づき、市と協議の上、本サイトを有効活用し、市ブランド情報を市内外に向け効果的に拡散するプランを策定し、施行する。本年度の市ブランド情報展開の軸は、「母になるなら、流山市。」ブランド(※1)とする。市ブランドのタッチポイント拡大に向け、効果的な方法であれば拡散手法は問わない。

本サイトへの本年度訪問者想定数は「15,000uu」とする。

なお、上記項目の内容以上に効果的なブランディング手法があると市が認めた場合は、受託者と協議の上、変更を行うことができる。

(※1) 転入促進を目的とし、首都圏域に在勤・在住の、30代から40代の共働き子育て世代(DEWKS)をコアターゲットに定めた「母になるなら、流山市。」のPR展開は、他に類を見ない人口増という大きな成果を挙げ、これにより「母になるなら、流山市。」のキャッチコピーは流山市の代名詞となり、市の先行性・独自性をあらわす大きな要因となっている。

流山市が「母になるなら、流山市。」でありつづけるため、母たちが現状置かれている課題に向き合う必要があり、令和元年度には「母とその周辺環境の意識と環境の変革」を目指した「ママフリープロジェクト」に参加、令和2年度には「家族の時間と仕事の在り方の再考」のためのPRプロジェクト「これからの勤怠連絡」を遂行し、社会実装を目指した。

市内には旧態依然とした昔ながらの母像から解き放たれた母たちが多数存在することで、市の活力を創出している。本年度は、『母の自分らしい生き活きとした暮らしが、その家族や周辺環境及びまちに活力を生む』と考える「母になるなら、流山市。」ブランドへのさらなる共感を市内外に拡げていくための提案を求めることとする。(※2)

(※2) 市内モデル公募および選定

本サイトおよび市ブランド情報拡散において、モデルの必要性が生じた際には、モデル募集方法を市と協議のうえ市在住者の中から公募する。応募者の中から、本業務において相応しいと考える市民モデルを選定する。

(モデル公募活動自体をブランディングに活用する場合には、市と受託者が協働で公募活動を進めることとし、受託者は、提案書にその旨明記すること。)

(4) 本年度ブランディング活動のメディア露出

本年度ブランディング活動を各メディアに情報提供し、拡散する。

(5) 市ブランド情報拡散の効果測定及び成果等の分析並びに報告書の作成

本年度市ブランド推進業務の効果測定方法を検証し、ブランディング展開前に効果データを試算する。

業務終了後には、本年度市ブランド推進業務の効果データを明示する。

また、本サイトへのアクセス情報を報告すること。アクセス情報の解析など効果測定を実施・報告し、本市が要請するデータ等の提供に協力すること。

(6) 上記1号から4号までの実施報告書の提出

(著作権の帰属)

第4条

(1)本業務において作製された広告物並びに納入された成果物に含まれる写真データロゴ及びキャッチコピー等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む)は、受託期間に関わらず、委託者に帰属する。

(2)受託者を含む当広告作製の関係者は、当広告制作物を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、使用することができる。

(支払方法)

第5条

業務完了後、一括払いとする。

(秘密の保持)

第6条

受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た委託者、その他一切の情報について、その秘密を保持しなければならない。

(協議体制)

第7条

受託者は、本業務の実施にあたり、仕様書及び別紙に定めがない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、決定する。

【本仕様に係る問合せ先】

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 総合政策部 マーケティング課

電話：04-7150-6308(直通)

FAX：04-7150-0111

メール：market@city.nagareyama.chiba.jp